

こ 成 母 第 929 号
医 政 発 1021 第 1 号
令 和 8 年 10 月 21 日

各

〔	都 道 府 県 知 事	〕 殿
	保 健 所 設 置 市 市 長	
	特 別 区 区 長	

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

令和 8 年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施について

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策の推進については、かねてより御高配をいただいているところですが、本年度においては、別添実施要綱のとおり、11 月 1 日(日)から 11 月 30 日(月)までの 1 か月間を、令和 8 年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとしますので、それぞれの地域の特性を勘案の上、関係行政機関、関係団体等と連携し、効果的な推進が図られるよう格段の御配慮をお願いします。

さらに、日本医師会等の関係団体等に対し当職より協力を依頼したところであり、貴職におかれても、貴管内の関係機関等への周知をお願いします。

また、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第 2 版) (<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>)」(厚生労働科学研究(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)および乳幼児突発性危急事態(ALTE)の病態解明および予防法開発に向けた複数領域専門家による統合的研究」)の内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言です。